

今後の調達改善の取組

平成26年3月14日

今後の調達改善の取組について

1. これまでの取組状況

平成24年度から調達改善計画に基づくPDCAサイクルを稼働させ、平成24年度、平成25年度と2年間取組を実施してきた。これまで、次のとおり、取組手法及び取組範囲を拡大してきており、特に、随意契約や一者応札の改善については、事前・事後のチェック体制の確立、発注条件の見直しによる競争性の向上など、取組が進展している。

調達改善の取組状況

取組項目	各府省庁の取組状況
重点的に取り組む分野	
随意契約	地方支分部局の調達も含めた事前・事後の検証体制の導入。少額な案件においても価格交渉やオープンカウンタ方式の導入による競争性の向上等を実施。 ※国の契約に占める競争性のない随意契約の割合(金額ベース) 平成18年度:46% → 平成24年度:18%
一者応札	地方支分部局の調達も含めた事前・事後の検証体制の導入。入札情報発信ツールの多様化・拡大等を実施。 ※一般競争入札における一者応札の割合(件数ベース) 平成19年度:33% → 平成24年度:27%
汎用的な物品・役務	共同調達の拡大(品目等の拡大、地方支分部局における実施)、発注単位の集約化、納入場所の削減等を実施。 ※霞が関周辺に所在する府省による共同調達の対象金額 平成23年度:約7億円 → 平成24年度:約11.5億円(平成25年7月時点:約11.9億円)
その他の主な取組	
情報システムの調達	CIO補佐官といった外部有識者の活用、政府共通事例データベースへの登録対象案件の拡大等を実施。
専門的人材の活用	随意契約・一者応札の検証、調達改善計画の策定等において外部有識者の活用。一部の府省庁にて調達アドバイザーの活用による価格交渉等における職員のスキルアップを実施。
各種手法等の模索	公共工事や情報システム等における複数年度契約、総合評価落札方式の活用、カード決済の活用等を実施。

2. 平成26年度調達改善計画の策定要領

これまでの各府省庁の調達改善計画に基づく実施状況等を踏まえ、次のとおり平成26年度調達改善計画の策定要領を改正。

平成26年度策定要領	平成25年度策定要領
<p>重点的に取り組む分野</p> <ul style="list-style-type: none">○改善の余地のある分野○これまで取り組んでいない分野 <p>※新たに取組もうとする手法等がある場合には、積極的に記載。</p>	<p>重点的に取り組む分野</p> <ul style="list-style-type: none">○随意契約○一者応札○汎用的な物品・役務の調達
<p>調達改善の取組の観点</p> <ul style="list-style-type: none">○競争性を高め、費用の節減、品質の向上を図る。○規模の経済性を活用。○価格とともに、品質等の価格以外の要素も評価。○職員のスキルアップを図る。	<p>調達改善の取組の観点</p> <ul style="list-style-type: none">○随意契約をより競争性の高い契約へ移行。○一者応札において競争参加者を増加させる。○規模の経済性を活用。○価格とともに、品質等の価格以外の要素も評価。
<p>継続的な取組</p> <ul style="list-style-type: none">○随意契約、一者応札、汎用的な物品・役務の調達などにおいて、継続して行う取組は簡潔に記載。 <p>※1新たに取組もうとする手法等がある場合には、積極的に記載。 ※2随意契約について外部有識者を活用した仕様の調整や予定価格の設定、共同調達の品目及びグループの拡大の検討など、引き続き取組の拡大に努める。</p>	<p>(平成26年度策定要領から新規追加)</p>
<p>目標の設定</p> <ul style="list-style-type: none">○事後の検証が可能となるよう、可能な限り定量的な目標を設定。○現状を改善しようとするプロセスも評価。	<p>目標の設定</p> <ul style="list-style-type: none">○事後の検証が可能となるよう、可能な限り定量的な目標を設定。